



歩行者利便増進道路(ほこみち)及び利便増進誘導区域を松本市内で指定しました。

歩行者利便増進道路(ほこみち)について、松本市内で路線(区間)の指定を行い、指定路線(区間)内に利便増進誘導区域(特別区域)を指定しました。

特別区域では、道路占用許可が柔軟に認められ、歩道内でのカフェやベンチ等によるテラス営業等が可能になります。詳細については、維持管理課管理係までお問い合わせください。

歩行者利便増進道路(ほこみち)指定路線(区域)及び利便増進誘導区域(特別区域)

■ (国) 143号 松本駅前北交差点～市民芸術館西交差点
 松本市中央一丁目452番地先～松本市深志三丁目1201番地24先
 特別区域：松本市深志二丁目

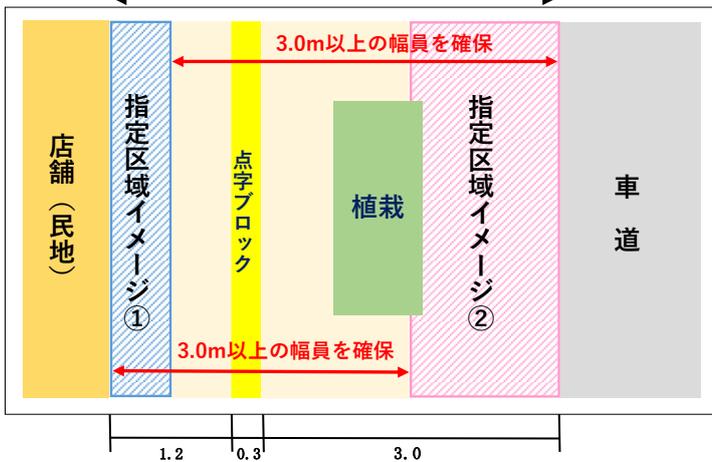
■ (主) 松本塩尻線 市民芸術館西交差点～勤労者福祉センター入り口交差点
 松本市深志三丁目1201番地24先～松本市埋橋一丁目1166番地13先
 特別区域：松本市深志三丁目、松本市中央四丁目

特別区域の指定に係る考え方

- ・道路構造令に規定されている以下の幅員を確保すること。
 自転車歩行者専用道路：歩行者の交通量が多い道路では4m以上、その他の道路では3m以上
 歩道：歩行者の交通量が多い道路では3.5m以上、その他の道路では2m以上
- ・点字ブロックからの離隔を60cm以上とすること
- ・既存の物件(植栽、街路灯等)が優先されること

【松本地域における考え方】(国)143号 松本駅前北交差点～市民芸術館西交差点(自転車歩行者専用道路で、その他の道路の場合) ※指定区域イメージ①又は②を選択

幅員 4.5m (例)



信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県松本建設事務所 維持管理課
 (課長) 青柳 孝博 (担当) 土屋 岳宏
 電話：0263-40-1963 (直通) 内線 2441
 F A X：0263-48-1216
 E-mail：matsuken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp